

意見の概要と市の考え方・対応方針

項目番号	意見の概要	市の考え方・対応方針
1	手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及を図るためには、社会教育及び学校教育の場面での位置付けを該当する個々の計画等の中で明確に位置付ける必要がある。	各計画等における手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策の位置付けにつきましては、それぞれの計画において検討されることとなります。
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	2	1
1	2	2
1	2	2
1	2	2

意見の概要と市の考え方・対応方針

項目番号	意見の概要	市の考え方・対応方針
1 3	耳が聞こえる人も聞こえない人も、若い人、子ども・老人いろいろな人たちが自由に使える場所があって安心して交流できる場所が確保できれば住みやすく誰にもやさしい街になると思う。	ろう者と市民が交流できる拠点の設置を促進することにより、障がいの有無にかかわらず交流できる場所の確保を図ります。
1 3	広報よなごで手話サークルの紹介があり、私が参加しているサークルにもやってみたいという方が5人来られたが、入られたのは1人であった。米子市のほとんどの手話サークルは、日常会話程度なら十分できる方ばかりで、手話をやってみたいという方が一緒に学習するのは無理だと思う。いろいろな人がいつでも自由にろうの人と会って手話で話をして過ごす。生の手話で少しずつ馴染んでいく。そんな場所があるといいなと思う。	ろう者と市民が交流できる拠点の設置を促進し、ろう者との交流の場を設けることにより、手話で交流することができる機会を確保します。
1 3	「ろう者と市民が交流できる拠点の設置を促進」とあるが、新しく設置するなら新たに設置するでよい。拠点で交流活動を行うのであれば、効果が少ない。地域住民に広くろう者との交流を深めることを通じて手話言語の理解・啓発・習得に結び付けようとするのであれば、社会教育施設である公民館において、書籍、学習講座の充実、手話言語に精通する人材の育成等々環境を整えて交流することが何よりも重要である。	ろう者と市民が交流できる拠点は、市が設置するものに限らず、市以外の団体が設置するものも想定していることから、その設置の促進を図ることとしております。
1 4	「総合学習及び道德教育を通じて」とあるが、「道德教育」にろう者が置かれていた差別の実態を学ぶことは意味あることだが、一つの言語として「手話言語」を学ぶ場合には適切でないと考えます。「手話言語」を教科学習として学ぶことが一番適切であるが、少なくとも総合学習の中に位置付けて理解・習得するよう方向づけるべきである。	ご意見につきましては、小中学校において手話言語及びろう者に対する理解の促進のための取組を行う際の参考とさせていただきます。
1 5	「手話クラブ等」の「等」とはどういうことか。教科学習以外の集まりで「クラブ」と称していないものがあるので「手話クラブ等」としているのであれば、市がそのような集まりに対して捉えてる呼称をつかうべきと考える。	「手話クラブ等」につきましては、クラブ活動のほか、委員会活動、学校行事等を想定しております。
1 5	県教育委員会の取組として「手話普及支援員」と「手話普及コーディネーター」による手話学習支援の事業があるが、それとの関係はどうか。より具体的な施策方針を明示する必要がある。	手話普及支援員を学校に招いて、手話クラブ等の活動に対して指導をいただくことを想定しております。
2 1 2	想定している場所は市役所であると受け取る文章になっている。公民館等公共の施設でも必要な情報を得る場合がある。場所も公共施設という表現、また職員も公共施設に勤務する職員など適切な表現とする。	市役所以外の市有施設におきましても、筆談マークを設置し、筆談による対応を行っておりますので、「市役所窓口その他市有施設」に修正します。なお、方針に定める研修は、市の職員を対象としております。
2 3	手話の表記について、手話言語の表記にしてほしい。	推進方針中の表記を「手話言語」に統一します。

意見の概要と市の考え方・対応方針

項目番号	意見の概要	市の考え方・対応方針
2 3	「発信に努めます」とあるが、「発信する」と言い切る。また、動画チャンネルでの手話番組の内容については、当事者団体等で構成する委員会を組織して効果的なコンテンツ作成などを検討しながら実施する方法とする。	「発信に努めます」を「発信します」に修正します。
2 4	「報道機関」はどこを想定しているのか、具体的に。「働きかけます」とあるが、市の積極的な姿勢と具体的な取組が分かる内容とする。	市内にあるケーブルテレビ局をはじめ、報道機関に対し、手話通訳付きの番組の拡大を働きかけたいと考えております。
3	手話通訳者の配置の拡充について、個別の方針に関する記述がない。どこの配置をどの程度拡充するのかを明示する。	手話通訳の配置については、(2)手話通訳者等の派遣事業に係る報酬について適切に評価すること及び(3)手話奉仕員養成研修事業の実施による人材育成を通じて拡充を図りたいと考えております。
3 3	手話奉仕員養成講座研修事業を実施するだけでは意思疎通支援を担う人材の確保、育成は図れない。県事業の手話通訳者養成研修事業を踏まえて人材育成する仕組みとなっていると考える。県事業との関係をどの様に捉えているのかを明示すべき。また、現在の問題がこれらの事業を実施しても人材の確保が図れていないことであるので、現在の研修体系とは別に市独自の手話通訳者の養成を図る仕組みを検討すべきだと考える。	手話奉仕員養成講座研修事業において、修了者及び手話奉仕員登録者が少ない現状があります。研修内容の見直しなどを含めて関係機関と協議し、ろう者の意思疎通支援を担う人材を確保し、手話通訳者等の登録者数を増加させるための取組を進めてまいります。
3 4	「手話通訳者」とあるが、「手話通訳者等」とすべき。「県の検診事業の周知を図り、解消に努めます」とあるが、周知を徹底するのは市ではなく県の責務であるので、ここに挙げる必要はない。市の設置通訳者に対しては健康問題に責務があるので、そのように限定して記述する。	表記を「手話通訳者等」に修正します。
4	きこえない子どもが誕生した際、医療側からの人工内耳の情報提供だけでなく、子どもが将来に向けてアイデンティティが持てるような情報提供、支援体制が必要だと思ふ。 また、きこえない親についても子育てに関する情報が届きにくく、聞こえる親と比較しても困難さは顕著で、その子どもの発育にも影響する。 きこえない子どもと親、きこえない親と子が一緒に集える場、支援体制があれば、より良い相乗効果が期待できると思ふ。その活動には、専門的な関わりときこえない当事者団体の関与が必須である。	人工内耳だけではなく、手話言語の選択についても情報提供することが必要と考えております。ご意見につきましては、ろう児及びその家族への継続した相談支援及び情報提供の方法について検討する際の参考とさせていただきます。
4 3	要再検になった家庭への情報提供のためのパンフレット作成、医療・福祉・教育・当事者の協議の場の設置、鳥取県西部聴覚障がい者センターの連携	家庭への情報提供は重要なことと考えており、要再検判定となった家庭への情報提供の方法、専門機関との連携の在り方について検討することにしております。



「米子市手話言語条例に基づく施策推進方針」(素案)に対する意見公募手続の結果

意見の概要と市の考え方・対応方針

項目番号	意見の概要	市の考え方・対応方針
5 3	仲間づくりとは同じきこえない・きこえにくい子どもが一堂に会する場の設置によって成り立つものである。米子市として、きこえない・きこえにくい子どもが一堂に会しての取組を是非とも推進してほしい。県レベルでは聾学校が1年に1回実施しているが、市レベルでも取り組めるのではと考える。	学校現場でも様々な機会をとらえて啓発・仲間づくりをすすめているところです。ご意見につきましては、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。
5 5	手話の表記について、手話言語の表記にしてほしい。	推進方針中の表記を「手話言語」に統一します。
6 1	高齢の聴覚障がい者は、自分の老後に対して大きな不安を持っている。周りの人たちと意思の疎通ができるかどうかそこを心配している。家族と一緒にいても自分だけ聞こえないなら、孤独感は大きいです。	ろう者と市民が交流できる拠点の設置を促進するとともに、「高齢聴覚障がい者等日中活動支援事業」の実施により、高齢のろう者の日中活動の場を設け、社会参加の促進を図ります。
6 1	気軽に行けて。話したり相談したり楽しんだり、そんな居場所作りが必要だと思う。	
6 2	「行われるよう働きかけます」とあるが、介護保険事業の保険者の立場で、事業者への指導を適切に行うくらいの表現にする。さらに、単にろう者の特性に応じただけでなく、手話言語を使うろう者への支援は手話言語できるように指導すること。	ろう者の特性に応じた適切な支援については、事業所への実地指導の場を通じて働きかけます。手話言語による支援については現在の制度では義務ではありませんが、米子市手話言語条例に基づく事業者の役割の一つとして事業所に周知を図りたいと考えております。
7	防災無線での情報を、聞こえない人に対してどのような方法で、タイムラグなく、正確に届けるかを実現するように研究し、実現します、と追加する。	7の(1)及び(2)に掲げる施策として検討したいと考えております。
7 1	文字情報についての施策方針だけである。ここでは、手話言語での情報発信が必要。米子市動画チャンネルでの手話による情報発信あるいは地元テレビ放送での手話言語による放送などに取り組むとする。	災害時には様々な手段で情報発信することが必要と考えます。ご意見につきましては、災害時におけるろう者に対する情報の提供について検討する際の参考とさせていただきます。
7 2	「手段について検討します」とあるが、検討では無意味。結果がどうであれ取り組みますと言い切ることが大事。	今後、情報提供の具体的な手段も含めて検討することとしております。
7 3	支え愛マップは非常に重要であるが、校区によってバラつきがある。基本的に公民館が拠点となることが多いと思う。情報格差を解消するために、市内の公民館などの避難所にアイドラゴン4の設置が必要である。緊急時は災害の情報が入るようになるし、日常のときは、手話言語を学ぶこともできる機器となる。	避難所における情報保障は重要なことと考えております。ご意見につきましては、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。
7 5	きこえない人が災害時に困る情報不足については、視覚的な情報開示を各避難所で工夫していただくことはもちろんであるが、二次避難所として手話通訳等が常駐している聴覚に特化した福祉避難所の設置が望ましい。その場合、視覚的な機器が備えてあるひまわり分校が最適と思う。	ご意見につきましては、福祉避難所の整備について検討する際の参考とさせていただきます。

意見の概要と市の考え方・対応方針

項目番号	意見の概要	市の考え方・対応方針
7 6	「周知に努めます」とあるが、努めますではなく、周知しますとする。	「周知に努めます」を「周知を行います」に修正します。
	米子市手話言語条例第5条によると「米子市障がい者計画」において方針に基づいた施策の取組について定めることとなっている。方針に基づく施策が当該計画のどれに該当するのか、あるいはその有無を明示する必要がある。これにより、既存計画の焼き直しに過ぎないのか、より拡充させたものなのか、あるいは新規取組なのかが明確に分かる。	新たな米子市障がい者支援プラン（障がい者計画）を策定する際には、米子市手話言語条例を踏まえて見直しを行うこととなります。その見直しをもって、推進方針における障がい者計画についての記載を検討したいと考えております。
	各施策方針は、「米子市障がい者計画」以外にも、各種取組計画、方針等で実施済み、継続中のものと、新規取組が混在している。素案ではその状況が明示されていないために、どの様に解決されるのか容易に分からない。取組方針全てに対して、「実施中」、「見直し等」、「新規」と明示する。	各施策の区分（実施中、見直し、新規等）につきましては、推進方針の実施状況について検証を行う際に整理したいと考えております。
	各事業について、どの様な法令、施策計画等に基づいているのか、あるいはこれらと関連して実施（予定）なのか明示する。	推進方針の各事項について、全ての根拠法令等を記載することは困難ですが、推進方針の実施状況について検証を行う際には法令等の関連を整理しながら進めたいと考えております。
	全日本ろうあ連盟が結論付けている「手話言語に関する権利」の項目によって整理する。それによって、各項目に対する問題、課題を明確化し、それらの改善に対する施策として施策方針を検討する必要がある。	推進方針は、米子市手話言語条例に基づき策定するもので、同条例に定める施策の項目に対応して定める必要があると考えます。「手話言語の5つの権利」につきましては、手話言語に関する施策の基礎となるべきものですので、この5つの権利を踏まえて、施策を実施してまいります。
	県条例に基づく施策がどれに該当するのかを対応させて施策方針との関係を明確化することで、県の施策とすべきものか市条例に基づく施策とすべきものかが明確化できると考える。それによって、施策の具体化が十分か、拡充・補完が適切か、県条例に基づく施策への反映を働きかけるべきか等を明示すべき。	推進方針は、米子市手話言語条例に基づき策定するもので、同条例に基づき市が実施すべき施策の方針を定めています。県が行うべき手話言語に関する施策への反映につきましては、推進方針の見直しを行う際に検討し、必要に応じて県に働きかけてまいります。